

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関するお知らせ

当訪問看護ステーションでは、2024 年度診療報酬改定に基づき、訪問看護医療DX情報活用加算の算定に対応する体制を整備しております。地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認や医療情報を活用いたします。

【目的】

オンライン資格確認をはじめとする利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことにより、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い医療を提供するため。

【個人情報の取り扱い】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供】

資格情報の提供は、利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

【算定内容】

医療保険で訪問看護療養費を算定している方に対し、月 1 回に限り定められた額を所定額に加算いたします。

【施設基準】

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025 年 6 月 1 日
医療法人社団 高邦会
福岡中央訪問看護ステーション
所長 堀 正美